

報告第4号

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年8月24日提出

愛西市長 日 永 貴 章

＊ 市長の専決処分事項の指定について

- 1 その目的の価額が1件60万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- 2 1件60万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

別紙

番号	事 故					損害賠償 の額
	専決処分 年月日	場 所	概 要	相手方の 住所氏名	所属氏名 又は所管	
	発生年月日					
1	令和 8 . 6 . 12	愛西市森川町 東柳 182 番地	愛西市森川町地内の路上で、消防 車が転回しようとして後進するとき、後 方確認が不十分であったため、駐車 中の乗用車に接触し、相手方に物的 損害を与えたもの	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	愛西市消防署 警備第 3 課 荻須 弘起	551,500 円
	令和 8 . 5 . 17					